

広島県小学校教育研究会社会科部会会則

(名 称)

第1条 本会は広島県小学校教育研究会社会科部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校社会科研究同人の研究の交流を図り、小学校社会科教育の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会の前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成する。

(役 員)

第5条 本会は次の役員をおく。

- (1) 部 会 長 1 名
- (2) 副 部 会 長 3 名
- (3) 常 任 理 事 6 名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 理 事 若干名

2 役員は、役員会で選出する。

3 役員は校長・教頭の職にあるものを原則とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は副会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときその職務を代行する。
- (3) 常任理事は、会務を分担処理する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 理事は、会務を執行する。

(任 期)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、欠員または増員により選任された役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員会)

第8条 部会長は、本会の運営等について協議が必要な場合は、役員会を招集する。

- 2 役員会は、第7条で定める役員で構成する。

(会計)

第9条 本会の運営経費は、会費、その他の収入によって充てる。

- 2 会費の額は、役員会において別に定める。
- 3 本会の事業(会計)年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第10条 役員会において別に定める学校に事務局をおく。

(会則改正)

第11条 この会則の改正は、役員 $\frac{4}{3}$ 以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

【附則】 この会則は平成12年5月23日から施行する。